

議員提出議案第10号

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

条例案……別記

令和4年10月3日提出

提出者	交野市議会議員	久保田	哲
賛成者	交野市議会議員	岡田	伴昌
賛成者	交野市議会議員	皿海	ふみ

提案理由 新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等の有事の際においても、委員会の活動を停滞させることなく、継続して行うため、オンラインによる方法を活用した委員会を開くことができるよう、出席の特例を定めるほか、所要の改正を行いたいため。

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例案

交野市議会委員会条例の一部を改正する条例

交野市議会委員会条例（昭和４７年条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第１２条の次に次の１条を加える。

（出席の特例）

第１２条の２ 委員長は、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延又は災害等の発生等により委員が委員会の開会場所に参集することが困難と認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）を活用した委員会を開き、当該委員会の開会場所以外の場所から委員を委員会に出席させることができる。ただし、第１７条第１項の秘密会は、この限りでない。

２ 前項の規定により開く委員会において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長に届け出なければならない。ただし、委員長が全ての委員をオンラインによる方法で出席させる場合は、この限りでない。

３ オンラインによる方法で委員会に出席した委員は、委員会に出席したものとみなして、この条例の規定を適用する。ただし、第６条第２項及び第７条の互選並びに第１４条の規定による表決においては、この限りでない。

４ オンラインによる方法を活用した委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第１５条に次の１項を加える。

２ 前項の委員長又は委員が、オンラインによる方法で委員会に出席しているときは、当該委員長又は委員は、同項ただし書の規定による発言をオンラインによる方法で行うことができる。

第１８条に次の１項を加える。

２ 前項の規定により出席を求められた者が、オンラインによる方法で出席するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。ただし、オンラインによる方法での出席を求められた場合は、この限りでない。

第２２条に次の１項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法で公聴会に出席することができる。

第25条に次の1項を加える。

2 前項ただし書は、オンラインによる方法で出席する公述人には準用しない。

第26条第3項中「第25条」を「前条」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。